

奥州市監査委員告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により行った定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 28 日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 佐 藤 健 司
奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和 5 年 11 月 17 日、11 月 20 日及び 11 月 21 日

本 監 査 令和 5 年 11 月 24 日

(2) 監査の対象とした部課等名

協働まちづくり部所管の予算執行を行う部課等

地域づくり推進課、生涯学習スポーツ課、水沢総合支所事務局及び各総合支所地域支援グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和 4 年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
地域づくり推進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
生涯学習スポーツ課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢総合支所事務局	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所 地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所 地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所 地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。